

○ 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則（平成十年金融再生委員会規則第一号）
次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
別紙様式第1号（法第6条第1項） (日本産業規格A4) 中間資産査定等報告書 [年9月末現在] 年 月 日 内閣総理大臣 殿 住 所 金融機関名 代 表 者 年9月30日現在の資産査定等の状況について以下のとおり報告します。 [表略] (記載上の注意) [略] (備考) 銀行法第24条第1項又は株式会社商工組合中央金庫法（平成19年法律第74号）第57条第1項の規定による報告又は資料の提出をしたときは、当該報告又は資料の提出をもって、本様式による中間資産査定等報告書の作成及び提出に代えることができる。 別紙様式第2号（法第6条第1項） (日本産業規格A4) 資産査定等報告書 [年3月末現在]	別紙様式第1号（法第6条第1項） (日本産業規格A4) 中間資産査定等報告書 [年9月末現在] 年 月 日 内閣総理大臣 殿 住 所 金融機関名 代 表 者 年9月30日現在の資産査定等の状況について以下のとおり報告します。 [同左] (記載上の注意) [同左] [加える。] 別紙様式第2号（法第6条第1項） (日本産業規格A4) 資産査定等報告書 [年3月末現在]

年 月 日 内閣総理大臣 殿 住 所 金融機関名 代 表 者 年 3 月 31 日現在の資産査定等の状況について以下のとおり報告します。 [表略] (記載上の注意) [略] (備考) 銀行法第 24 条第 1 項（信用金庫法第 89 条第 1 項及び協同組合による金融事業に関する法律第 6 条第 1 項において準用する場合を含む。）又は株式会社商工組合中央金庫法第 57 条第 1 項の規定による報告又は資料の提出をしたときは、当該報告又は資料の提出をもって、本様式による資産査定等報告書の作成及び提出に代えることができる。	年 月 日 内閣総理大臣 殿 住 所 金融機関名 代 表 者 年 3 月 31 日現在の資産査定等の状況について以下のとおり報告します。 [同左] (記載上の注意) [同左] [加える。]
備考 帳簿の [] の記載は必須ではない。	